

「鶴ヶ島市農機具登録制度(農機具バンク)」 をご活用ください!!

「鶴ヶ島市農機具登録制度」いわゆる「農機具バンク」とは、不要となった農機具を農機具バンクに登録し、その農機具を譲り受けたい農業者に情報を提供する制度です

登録できる農業用機械

鶴ヶ島市内にある、使用可能な農業用機械で譲渡可能なもの
(例)トラクター、耕運機、草刈機、噴霧器など



農機具バンクに登録したい方へ

不要な農機具はありませんか?

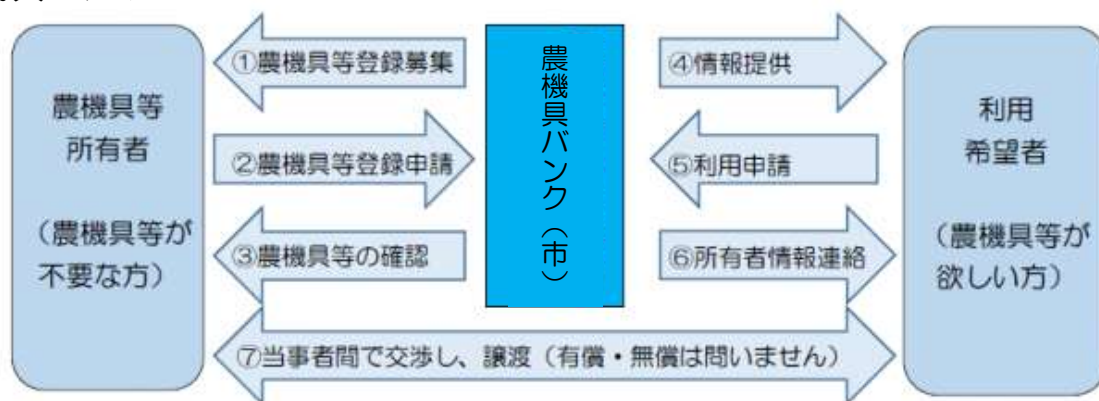
- ・農機具バンク登録申請書を市に提出してください
 - ・市職員が申請内容及び農機具の状態を確認し、登録の可否を決定します
 - ・登録が可能な農機具と判断した農機具については、市のホームページへ公表します
- ※登録した農機具については、所有者が保管・管理してください

農機具を譲り受けたい方へ

農機具が欲しい方はいませんか?

- ・農機具バンク利用申請書を市に提出してください
 - ・内容を審査したのち、利用の可否を決定し、申請者へ通知します
 - ・譲り受けたい農機具を登録している申請者に対し、利用申請があった旨を通知します
 - ・登録申請者と利用申請者で交渉し、譲渡が決定した場合は市に報告していただきます
- ※市内に農地を所有し、又は市内の農地を賃借して耕作している者
※農業以外の使用禁止、又は転売は禁止です

農機具バンクのイメージ



※詳しい内容については、要綱をご確認ください

【ホームページ】農機具登録制度(農機具バンク)をご活用ください

<https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page010800.html>

【問い合わせ先】鶴ヶ島市役所 産業振興課 農政担当 (TEL)049-271-1111 内線 233・234